

令和元年度

大井上水道企業団水道事業
資金不足比率審査意見書

大井上水道企業団監査委員

大上水第 46 号
令和 2 年 6 月 22 日

大井上水道企業団 企業長 様

大井上水道企業団監査委員 佐久間 章次
大井上水道企業団監査委員 杉野 直樹



令和元年度大井上水道企業団水道事業
資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度資金不足比率並びにその算出の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出いたします。

1. 審査の方法

資金不足比率の審査にあたっては、企業長から提出された資金不足比率報告書・その他財務諸表が法令に基づいて作成され、資金不足比率が正しく表示してあるか否かについて、関係諸帳簿との照合を行うと共に必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

2. 審査期間

令和2年6月22日(月曜日)

3. 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、誤りのないものと認められ、資金不足比率は、資金不足なしであり、健全な状態にあると認められた。

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	資金不足なし	20%	△190.70%

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4. 算定方法及び基礎となる数値

(1) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(2) 算定基礎

別紙のとおり。